

令和7年度「スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業」（スポーツツーリズム・マーケット調査事業）

仕 様 書

令和7年5月19日
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付

1. 事業名

令和7年度「スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業」（スポーツツーリズム・マーケット調査事業）

2. 目的

スポーツ大会・合宿・イベント等への参加や観戦を目的として地域を訪れ、地域資源とスポーツが融合した観光を楽しむスポーツツーリズムは、地方誘客による交流人口の拡大、幅広い関連産業の活性化や関連消費の拡大等、スポーツによる地域活性化・まちづくり（※）において重要な要素の一つである。

スポーツ庁では、これまで策定された「スポーツツーリズム需要拡大戦略」や「武道ツーリズム推進方針」等に基づき、スポーツツーリズムコンテンツ磨き上げのモデル事業、国内外向けのデジタル技術を活用した広報や体験会を含むプロモーション、文化庁・観光庁と連携したスポーツ文化ツーリズムの推進等、各種施策を展開してきたところである。

スポーツツーリズムに関するこうした取組は各地で徐々に進みつつあるが、増加傾向にある訪日旅行客を引き続き主なターゲットとし、更なるスポーツツーリズムの認知拡大・ムーブメントの創出を通じたすそ野拡大を進める必要がある。

このため、ニーズに沿った効果的な取組みを進めるとともに、今後のスポーツツーリズムの展開に効果的な「テーマ」「コンテンツ」等のあり方について、国内外の有効性の高いデータを収集し、訪日旅行客等のスポーツツーリズムに関するニーズを把握・分析することを目的に実施する。

※「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に位置づけられた「スポーツ・健康まちづくり」

（参考：「スポーツツーリズム需要拡大戦略」及び「スポーツツーリズムに関する国内外マーケティング調査」について（平成30年3月））

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/019_index/toushin/1402796.htm

（参考：武道ツーリズム推進方針（令和2年3月））

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/jsa_00032.html

3. 成果物

- （1）事業全体及び取組毎の実施体制等を含めた事業スキーム案（年間スケジュール案を含む）
- （2）定例会及び各種会議の議事録
- （3）委託業務成果報告書及び成果報告書概要
 - ・ ローデータ、集計データ含む
 - ・ 電子媒体（PDF及びPowerPoint、Word、Excel等のオリジナルデータ）によって納品すること。
 - ・ 本事業の調査・分析内容を取りまとめ、今後の課題と対応策等の考察を含めた報告書を作成し、スポーツ庁参事官（地域振興担当）へ提出すること。なお、成果物である報告書は、他地域の取組の参考とするため、委託事業完了後にスポーツ庁ホームページで公表する。
 - ・ 上記の他、必要に応じ、スポーツ庁が委託先に対し、事業の実施状況について報告を求めた場合は、それらについても成果物として納品すること。

4. 調査・分析（委託契約）期間

委託契約締結日 ～ 令和8年1月30日

5. 納入期限

- (1) 3 (1) のスキーム案：契約後2週間以内
- (2) 3 (2) の議事録：各会議終了後10労働日以内
- (3) 調査結果報告書（ローデータ・集計データ含む）令和7年11月頃（予定）
- (4) 3 (3) の委託業務成果報告書 令和8年1月30日

6. 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付 地域振興係
メールアドレス：stiiki@mext.go.jp

7. 著作権の扱い

本事業における成果物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、スポーツ庁に帰属するものとする。すでに受託者が保有しているドキュメント等の著作権については、請負者は著作権人格権を行使しないものとする。

8. 調査・分析内容・対象及び数量など

日本国内及び訪日旅行客数上位国・地域を中心に、一般消費者における属性毎のスポーツツーリズムの実施状況や、日本国内で実施可能なスポーツツーリズムへの関心、競技種目ごとの嗜好、参加・消費意向などについて調査を行い、今後の国内旅行・訪日旅行におけるスポーツツーリズム拡大・関連消費拡大に寄与する精緻なマーケティングデータを収集し、合わせて調査結果に基づく分析を行うこと。

- (1) 前記調査を達成するため、下記をはじめとする必要な内容を提案すること。
また、精度の高いデータとなるよう、調査・分析方法を提案すること。
※スポーツツーリズムの対象は「する」スポーツや「みる」スポーツを含め広く捉えること。
 - ① 日本国内で実施されるスポーツツーリズム（武道含む）に対する認知度・関心や体験有無
 - ② (①の体験が有の場合) スポーツツーリズム情報の入手・申込方法や体験内容・内容別消費額
 - ③ スポーツツーリズム（武道含む）として体験したい内容や訪れたい国内地域
 - ④ 国・地域や年齢等の属性に応じたスポーツツーリズムに関するモノ・サービスに関わるニーズ
 - ⑤ スポーツツーリズム体験時の関連消費意向
- (2) (1) の調査内容について日本国内及び2024年訪日旅行者数上位国・地域を中心に、ヨーロッパや東南アジア等の文化等に応じた分析を可能とする調査対象国・地域を設定し、下記と合わせ提案すること。
 - ① 精緻なデータとなる回答サンプル数を設定し根拠を示すこと。
 - ② 居住エリア・性別・年代などの属性別分析が可能な属性区分設定を行うこと。
 - ③ 調査結果から国・地域別嗜好特性やそれに基づくスポーツツーリズム拡大に効果的な競技・商品・PR手法など分析を合わせて行うこと。
 - ④ なお、調査結果の分析にあたっては、有識者やスポーツ庁等の意見を踏まえ、多様な視点（クロス集計や経年集計等）からの解析作業を行うなどの工夫をすること。

9. 調査方法

ヒアリング、アンケート調査等、実施方法について提案すること。

10. その他

- ・選定した企画の内容は、スポーツ庁と協議の上、変更することがある。
- ・設問項目については、今後の国の政策立案はもとより、地方自治体や各地のスポーツツーリズム推進団体及び関連産業が今後行うマーケティング活動に役立つ内容を提案すること。
- ・調査設問案及び調査報告書については、有識者等の意見を聴取し作成すること。
- ・調査報告書は表やグラフを用いることで見やすく分かりやすい表記を心掛けるとともに、必要に応じ関連する外部データとの傾向比較等も行うこと。外部データ等の資料を引用する場合には、出典元の許可を得て行うこと。
- ・調査データおよび調査報告書はオープンデータ化し、スポーツ庁HPやスポーツツーリズムポータルサイトに掲載を行うこと。
- ・事業の実施にあたっては、事業内容及び趣旨に沿った評価指標を設定すること。

11. 事業規模

事業規模は13,200千円を上限とする。

12. 応札者に求める要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2)要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「令和7年度「スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業」(スポーツツーリズム・マーケット調査事業)技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「令和7年度「スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業」(スポーツツーリズム・マーケット調査事業)に係る評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 調査業務の実施方針

1-1 調査内容の妥当性、独創性

- * 1-1-1 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。〔仕様書に示した内容以外の独自の提案がされれば望ましい。〕
- * 1-1-2 偏った調査内容となっていないこと。

1-2 調査方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 調査の抽出・分析手法が妥当であること。〔分析手法に事業成果を高めるための工夫があれば望ましい。〕
- * 1-2-2 調査項目・調査手法が明確であること。

1-3 作業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 作業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。〔作業

の日程・手順等が効率的であれば望ましい。]

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似調査業務の経験

2-1-1 過去にスポーツツーリズムに関する類似の調査を実施した実績があればその内容に応じて加点する。

2-2 組織の調査実施能力

* 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。

2-2-2 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば望ましい。

* 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 調査業務に当たってのバックアップ体制

2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれていれば望ましい。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似調査業務の経験

3-1-1 過去にスポーツツーリズムに関する類似の調査をした実績があればその内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性

* 3-2-1 調査内容に関する知識・知見を有していること。

3-2-2 調査内容に関する人的ネットワークを有していれば望ましい。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けていれば加点する。

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）

○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

○ スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」によるスポーツエールカンパニーの認定を受けていること。

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する。（いずれかを応募者が選択するものとする※1）

5-1-1 令和4年4月以降に開始する入札者の事業年度において、対前年度比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 令和4年以降の暦年において、対前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額※2」を大企業においては3%以上、中小企業※3等においては1.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

- ※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。
- ※2 中小企業等においては、「給与総額」とする。
- ※3 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

13. 検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

14. 守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。

受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

15. 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

16. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・5-1-1 の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・5-1-2 の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※ 中小企業等にあつては、上記の比較をすべき金額は、5-1-1 の場合は「合計額」と、5-1-2 の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃

上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

17. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

18. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

19. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行うものとする。